第十八条の二十五第二項を次のように改める。

２　法第四十一条の五第五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる個人の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　取得（法第四十一条の五第七項第一号に規定する取得をいう。次号ロ、第四項及び第十一項において同じ。）をした買換資産（同条第七項第一号に規定する買換資産をいう。以下この条において同じ。）に係る住宅借入金等（同項第四号に規定する住宅借入金等をいう。次号ロ、次項及び第十一項において同じ。）に係る次項に規定する債権者に法第四十一条の二の三第一項の規定により同条第二項に規定する適用申請書の提出をした個人　法第四十一条の五第四項の規定によりその年において控除すべき同項に規定する通算後譲渡損失の金額及びその金額の計算の基礎その他参考となるべき事項を記載した明細書

二　前号に掲げる個人以外の個人　次に掲げる書類

イ　前号に定める明細書

ロ　取得をした買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書

第十八条の二十五第三項中「前項」を「前項第二号ロ」に、「当該住宅借入金等に係る債権者」を「買換資産に係る住宅借入金等に係る債権者」に、「とし、当該住宅借入金等」を「とし、買換資産に係る住宅借入金等」に、「とする。」を「とする。第十一項第一号において同じ。」に改め、「、当該住宅借入金等が施行令第二十六条の七第十三項各号に掲げる借入金又は債務のいずれに該当するかの別」を削り、「同項各号」を「施行令第二十六条の七第十三項各号」に改め、同条第六項第五号中「第十八条の二十一第七項」を「第十八条の二十一第六項」に改め、同条第十一項中「次に掲げる書類（その者」を「次の各号に掲げる個人の区分に応じ当該各号に定める書類（その個人」に改め、同項各号を次のように改める。

一　取得をした買換資産に係る住宅借入金等に係る債権者に法第四十一条の二の三第一項の規定により同条第二項に規定する適用申請書の提出をした個人　取得をした買換資産に係る登記事項証明書、売買契約書の写しその他の書類で、当該買換資産の取得をしたこと、当該買換資産の取得をした年月日及び当該買換資産に係る家屋の床面積（施行令第二十六条の七第六項各号に規定する個人が居住の用に供する部分の床面積をいう。）が五十平方メートル以上であることを明らかにする書類

二　前号に掲げる個人以外の個人　次に掲げる書類

イ　前号に定める書類

ロ　取得をした買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書

第十八条の二十五第十二項中「前項第二号」を「前項第二号ロ」に改める。

第十八条の二十六第五項第六号中「第十八条の二十一第七項」を「第十八条の二十一第六項」に改める。

第十九条の二第十四項中「又は令和四年度の一般会計補正予算（第２号）」を「、令和四年度の一般会計補正予算（第２号）又は令和五年度の一般会計補正予算（第１号）」に改め、同条第十九項中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

第十九条の四第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　国税庁長官は、別表第九㈠の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第十九条の五に次の一項を加える。

８　国税庁長官は、別表第九㈡の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第十九条の六第一項第三号中「につき」の下に「所得税法第二条第一項第四十五号に規定する」を加え、同条に次の一項を加える。

７　施行令第二十六条の十七第十三項に規定する償還金の支払者が、同項に規定する支払を受ける者から前項の規定による承諾を得ようとする場合において、当該償還金の支払者が定める期限までに当該承諾をしない旨の回答がないときは当該承諾があつたものとみなす旨の通知をし、当該期限までに当該支払を受ける者から当該回答がなかつたときは、当該承諾を得たものとみなす。

第十九条の九第五項第四号中「第二十二号」を「第二十三号」に改める。

第十九条の十の三中「第十九条の十の五第十二項」を「第十九条の十の五第十四項」に改める。

第十九条の十の五第一項第三号中「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項中「第三号ロ若しくは第四号ロ」を「第四号ロ若しくは第五号ロ」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に改め、同条第三項第一号中「次項」の下に「及び第十二項」を加え、同条第十二項第一号イ中「その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を」を「次に掲げる事項をその寄附金を受領した法人が」に改め、同号ロ中「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」を「当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たすものであることを証する」を「が証する」に改め、同項第二号イ中「その寄附金を受領した法人の」を削り、「証する」を「その寄附金を受領した法人が証する」に改め、同号ロ中「文部科学大臣（公立大学法人にあつては、当該認可をした都道府県知事）。次号ロにおいて同じ。）の」を削り、同号ロ⑴中「証する」を「文部科学大臣（公立大学法人にあつては、文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあつては、当該認可をした都道府県知事）。⑵及び次号ロにおいて同じ。）が証する」に改め、同号ロ⑵中「証する」を「文部科学大臣が証する」に改め、同項第三号イ中「その寄附金を受領した法人の」を削り、同号ロ⑴及び⑵中「証する」を「文部科学大臣が証する」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第二十六条の二十八の二第六項第八号」を「第二十六条の二十八の二第六項第九号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。